

# 統一地方選挙



投票日 **4月7日(日)** 午前7時～午後7時

北海道知事選挙 告示日3月21日(木)

道議会議員選挙 告示日3月29日(金)

投票日 **4月21日(日)** 午前7時～午後7時

新十津川町長・町議会議員選挙 告示日4月16日(火)

## 新十津川町で投票できる方

○知事・道議会議員選挙

18歳以上の方(平成13年4月8日以前に生まれた方)で、引き続き3カ月以上本町に住所を有する方

○町長・町議会議員選挙

18歳以上の方(平成13年4月22日以前に生まれた方)で、引き続き3カ月以上本町に住所を有する方  
なお、転入または転出した方の投票については、下の表のとおりです。



## 【転入・転出した方の投票について】

区分	知事・道議会議員	町長・町議会議員
町に転入した方	平成30年12月20日以前に転入した方 新十津川町で投票 ※期日前投票ができる期間 知事 3月22日～4月6日 道議会議員 3月30日～4月6日	新十津川町で投票 (期日前投票可)
	平成30年12月21日～12月28日に転入した方 新十津川町で投票 ※期日前投票ができる期間 知事 3月28日～4月6日 道議会議員 3月30日～4月6日	
	平成30年12月29日～平成31年1月15日に転入した方 転入前市町村(道内に限る)で投票 ※新十津川町で、不在者投票を行うこともできます。	投票できません
	平成31年1月16日以後に転入した方	
町から転出した方	平成30年12月20日以前に転出した方 転出先市町村(道内に限る)で投票 ※期日前投票ができる期間 知事 3月22日～4月6日 道議会議員 3月30日～4月6日	投票できません
	平成30年12月21日～12月28日に転出した方 転出先市町村(道内に限る)で投票 ※期日前投票ができる期間 知事 3月28日～4月6日 道議会議員 3月30日～4月6日	
	平成30年12月29日以後に転出した方 新十津川町で投票 ※転出先市町村(道内に限る)で、不在者投票を行うこともできます。	

投票日に投票できる場所は、下の表のとおりです。

投票区	行政区	施設
第1	菊水区・青葉区 中央区・文京区 弥生区・総進区	ゆめりあ (総合健康福祉センター)
第2	大和区	大和区自治会館
第3	橋本区・みどり区	橋本区自治会館
第4	徳富区	吉野地区活性化センター
第5	花月区	花月区自治会館

## 投票場所

今年度は4年に一度の統一地方選挙の年です。私たちの町や地域の方針を決め、私たちの暮らしにつながる大切な選挙です。あなたの大切な一票をいかにためにも、必ず投票しましょう。

## 入場券

○投票日当日

選挙管理委員会から送付される入場券をお持ちください。

○入場券が届かない時

入場券は、告示日の翌日から配送しますが、全町に配送し終わるまで数日程度かかる見込みですので、ご理解願います。

入場券が届いていない、または入場券をなくしてしまった場合でも投票はできますので、お気軽に投票場所までお越しください。

投票日に投票に行けない場合は…

○期日前投票

投票日当日に仕事やレジャー、冠婚

○不在者投票

仕事や転居で町外に滞在している方などが投票できる制度です。

事前手続きが必要ですので、選挙管理委員会へご連絡ください。

対象

- ・不在者投票所の指定を受けた病院、施設に入院・入居されている方
- ・仕事先や旅行先で町外に滞在している方

期間 各選挙の告示日の翌日～投票日の前日

※事前手続きに時間がかかりますので、早めに選挙管理委員会へご連絡ください。

## 立候補予定者へ

●町長・町議会議員選挙

立候補予定者説明会

日時 3月20日(火)午後1時30分

場所 役場2階大会議室

※入場は、立候補者1人につき、本人を含めて3人までとします。

●町長・町議会議員選挙の

立候補届の受付

日時 4月16日(火)午前8時30分～午後5時

場所 役場2階大会議室

受付順序 当日午前8時までに到着した方は、くじにより受付順序を決定します。午前8時以降に到着した方は、くじで決定した方の次の順序で到着順となります。

※会場の都合により、入場は届出者を含め、2人までとします。